

令和2年4月定例総会 (令和2年4月30日)

# 新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

## 令和2年4月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月30日(木) 午前9時30分～10時15分

2. 開催場所 北区役所 大会議室

3. 出席委員 (17人)

委員	1番	渡部圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸洋子
委員	4番	伊藤 明
委員	5番	佐藤作栄
委員	6番	坂井祐一
農政振興部会長	7番	武田武盛
委員	8番	小林 浩
委員	10番	佐藤敏明
委員	11番	若林清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤圭一郎
委員	14番	倉島正春
農地部会長	15番	田村良雄
委員	16番	松田勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤宗一
会長職務代理者	18番	本田敏明
会 長	19番	首藤正男

4. 欠席委員 (2人)

委員	3番	窪田昇平
委員	9番	此村和也

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	追加議案第20号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第15号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第16号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について
第 5	議案第17号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 6	議案第18号 新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正(案)について
第 7	部会報告 農政振興部会報告 編集委員会報告

第 8 報告事項

農地法第5条転用届出に関する受理について  
農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に  
ついて  
農地の転用事実に関する照会書について  
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に  
ついて  
買受適格証明書の交付について（法第5条届出）

6. 出席事務局職員

事務局長  
次長  
農地係長

佐久間 清  
島 貫 徹  
浅 香 範 人

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和2年4月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、3番、窪田昇平委員、9番、此村和也委員から欠席の連絡がありましたが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは0、首藤会長 議事進行よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">午前9時30分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和2年3月新潟市北区農業委員会 定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、10番、佐藤敏明委員、11番、若林清廣委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2、追加議案第20号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」、日程第3、議案第15号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」、日程第4、議案第16号「事業計画変更承認申請に関する処分決定について」を、一括議題といたします。</p> <p>議案第20号、第15号及び第16号については、4月27日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第20号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」報告します。</p> <p>申請は3件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番</p>

所在地 北区太田 以下記載のとおり  
譲受人 北区太田 以下記載のとおり  
譲渡人 北区太田 以下記載のとおり  
地目及び面積 田1筆 1,981平方メートル  
契約内容 売買  
10アール当り対価 50万円  
通作距離 300メートル  
譲受人の農業従事者数 2人  
譲受人の経営面積 146アール  
地域区分 農用地

譲渡人が高齢になり、耕作が難しくなったため、隣接地で耕作している譲受人に相談したところ売買することで話がまとまったものです。

番号2番

所在地 北区浦ノ入字切尾村上 以下記載のとおり  
譲受人 北区浦ノ入 以下記載のとおり  
譲渡人 埼玉県新座市 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑1筆 279平方メートル  
契約内容 贈与  
10アール当り対価 0円  
通作距離 340メートル  
譲受人の農業従事者数 4人  
譲受人の経営面積 446アール  
地域区分 農用地

譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、遠方に住んでおり、耕作ができないため、申請地の近くで耕作している譲受人に贈与することで話がまとまったものです。

番号3番

所在地 北区横越十二前 以下記載のとおり  
譲受人 江南区横越 株式会社トマーテ  
譲渡人 秋葉区柄目木 以下記載のとおり  
地目及び面積 田8筆 7,804平方メートル  
畑1筆 386平方メートル  
合計9筆 8,190平方メートル  
契約内容 売買  
10アール当り対価 80万783円  
譲受人の農業従事者数 3人

譲受人の経営面積 38アール  
地域区分 農用地

譲渡人が代表者をしている農業法人が、代表者個人で所有している農地を購入し、法人の規模を拡大するため売買することで話がまとまったものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして議案第15号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」の番号1番と、議案第16号「事業計画変更承認申請に関する処分決定について」の番号1番は関連しますので一括ご説明します。

議案書1ページ並びに2ページをご覧ください。

農地法第5条申請 番号1番  
所在地 北区太夫浜 以下記載のとおり  
転用者 北区早通南1丁目 株式会社タケファーム  
所有者 北区島見町 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑5筆 2,978平方メートル  
農地区分 第1種農地  
契約内容 賃貸借  
転用内容及び土地利用面積  
養豚業経営用地敷地 2,978平方メートル

議案書2ページ

事業計画変更承認申請 番号1番  
所在地 北区太夫浜 以下記載のとおり  
転用者 北区早通南1丁目 株式会社タケファーム  
所有者 北区島見町 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑5筆 2,978平方メートル  
許可年月日及び許可番号

平成30年11月30日付け、新北区農委指令第31号事業計画変更事項及び転用内容

転用の事業主体を個人から転用者が役員となる法人へ事業を継承し、工事完了を令和元年10月1日から令和3年10月31日まで延長するものです。

転用者の代理人から来庁を願い、お話をお聞きしました。平成30年に個人で養豚業経営地を建築する転用申請を行いました。その後、転用者が役員となる法人を設立し、転用主体を法人に継承することにしたとのことでした。

また、工事の完了を令和元年10月1日にしていましたが、設計業者が3回変わり、さらに新型コロナウイルスの関係で資材の一部の搬入が遅れることが考えられることから、令和3年10月31日に変更するとのことでした。

委員から、現地を確認したが、道路に2台くらい車が止まっている。駐車場は整備するのか、との質問があり、計画中ではあるが、豚舎が出来上がったなら、倉庫や車両の置場も整備する予定なので、従業員の車も止められると考えている、とのことでした。

また、以前より周りはきれいになったが、もう少し外見をきれいにして北区産の豚をアピールしてほしい、との質問があり、前回許可を得てから樹木を伐採し、整地の途中まで工事を行ったが、工事が中断して現状のようになっている。今回許可を得ればさらにきれいにするとと思われる、とのことでした。

最後に、現在車を止めている場所は公道になる。地元の皆さんが通るので、駐車場を確保するよう指導がありました。

申請地は第1種農地ですが、農業用施設の建設敷地のため許可できるものです。

#### 番号2番

所在地 北区葛塚 以下記載のとおり

転用者 北区葛塚 株式会社 古田興業

所有者 北区白新町3丁目 以下記載のとおり

地目及び面積 田1筆 2, 023平方メートル

農地区分 第2種農地

契約内容 賃借権

転用内容及び土地利用面積

駐車場及び資材置場敷地 2, 023平方メートル

転用者、譲渡人から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は申請地近くで建設業を営んでいますが、資材置場が足りなくなり土地を探していました。申請地は会社、除雪担当地区の柳原に近く、譲渡人と賃借で借りる協議が整ったため申請をしたとのことでした。

委員からは、利用計画図の通りであれば問題ないが、隣に田んぼがあるので気を付けてもらいたい、との指導がありました。

た。

また、土地の賃借料が年間30万円とかなり安い。市街化区域に近いかなり良い土地に思えるが、との質問に、譲渡人とは知り合いであり、今回はこの金額で合意した、とのことでした。

また、道路とかなり段差がある。どのくらい土を盛るのか、との質問に、1,200立方メートルから1,300立方メートルになると思う。

また、埋め立てをした後に周りにフェンスを付けるのか、との質問に、フェンスは予定していない。境界から2メートルくらい内側に入って法面を付けることにしている、とのことでした。

転用地は500メートル以内にJR豊栄駅があり、第2種農地と判断されます。申請地は転用者の事務所や除雪担当区域である柳原に近く、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため、許可できるものです。

#### 番号3番

所在地 北区新富町及び島見町 以下記載のとおり

転用者 北区島見町 株式会社 オークラ総業

所有者 北区新富町外 以下記載のとおり

地目及び面積 畑8筆

7,635平方メートルの内、6,208平方メートル

農地区分 農振農用地、第1種農地

契約内容 賃借権（一時転用）

転用内容及び土地利用面積 山砂採取敷地

7,713.34平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。以前も近くで砂を採取するため申請させてもらった。その跡地にハウスを建てて使ってもらっている。今回申請の畑について、後継者がいないため耕作をやめる話をしてきた。そんなこともあり、砂を販売する話になった。北区の工事業者から砂が必要だという話もあり、山砂を採取させてもらいたい。許可後にくい打ちなどの安全対策を行い、6月から砂を採取したいと考えている。現在の予定では、32,000立方メートルの採取を考えている。安全対策が一番重要なので、ネットをかぶせて崩れないようにしたい。また、地元の皆さんと相談しながら工事を進めていきたい、とのことでした。

委員から、ハウスがすぐ脇にあるので、安全第一でお願いし



	<p>たい。地元の方に聞いたら井戸が枯れてしまい、畑として使えないと聞いたがどうか、との質問に、最近夏に40度近く気温が上がり、枯れてしまったようである。また、ハウスができて水を使っているところもあり、いろいろな施設ができたため使えなくなったと思われる、とのことでした。</p> <p>また、深さは前に掘った深さと同じくらいになるのか、との質問があり、隣にあるトマトハウスと同じくらいの高さになる予定とのことでした。</p> <p>また、山砂を運搬する道路にはどのくらいの大きさの車両が通るのか、との質問に、10トン車、4トン車、2トン車などの車両が入る予定になっている。医療福祉大学側の道路から入ることは予定していない、とのことでした。</p> <p>また、この場所ではないが、ある農地に近い市道で朝早くかなりスピードを出して走行している大型車両がある。安全第一でお願いしたいとの指導がありました。</p> <p>転用地は農振農用地及び第1種農地ではありますが、山砂採取の一時転用であり、申請地周辺地の地主の方々から同意があり、関係機関からも許可見込みがあるため、1年間の期限限定で許可できるものです。なお一層のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第20号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」、議案第15号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」、議案第16号「事業計画変更承認申請に関する処分決定について」は農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第5、議案第17号「新潟市農用地利用集積計画</p>

<p>議 長</p> <p>農政振興部会長</p> <p>議 長</p>	<p>の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議案第17号については、4月23日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>なお、議事参与の関係で2回に分けて審議いたします。</p> <p>最初に、「新潟市農用地利用集積計画の決定」のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、3ページの利用権設定新規の2番の1件について審議します。</p> <p>つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、15番田村良雄委員の退席を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【 議事参与委員 退席 】</p> <p>それでは、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。</p> <p>議案第17号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」、議事参与の制限に該当する案件について、ご説明いたします。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件番号は、今ほど議長から説明のありましたとおり議案書3ページの利用権設定の新規1件となります。</p> <p>利用権設定の申請案件の説明をいたします。3ページをご覧ください。譲渡人は離農及び規模縮小によるもので、譲受人は規模拡大によるものです。</p> <p>農政振興部会では、「農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件」である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに「新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準」の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆様の一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p>
--------------------------------------	--

<p>議 長</p>	<p>(質問・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第17号「新潟市農用地利用集積計画の決定」のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する 案件番号、利用権設定新規の2番の1件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>【 議事参与委員 入室・着席 】</p> <p>次に、議案第17号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」の案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。 なお、利用権設定の集計などについては、合計の報告で願います。</p>
<p>農地部会長</p>	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。 議案第17号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、ご説明をいたします。</p> <p>本日の配布資料4ページの「令和2年利用権促進事業権利別実績表」をお開きください。 「①利用権設定」は、契約期間3年・6年・10年の設定で14件 79,569平方メートルです。 そのうち、「議事参与の制限に該当する案件」を除く設定は13件 72,638平方メートルです。 「②農地中間管理権設定」は、4件 28,094平方メートルです。 「④所有権移転」は、4件 30,906平方メートルです。</p> <p>利用権設定の申請案件の説明をいたします。</p>

議案書は、3ページから5ページになります。新規の利用権設定、13件の契約内容となっています。譲渡人の貸付理由は、離農及び規模縮小によるものです。譲受人の借受理由は、規模拡大となっています。

次に、議案書6ページをご覧ください。所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。

番号1番、売買です。

譲渡人が今後耕作する予定もなく後継者もないため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号2番、売買です。

譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号3番、売買です。

譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号4番、売買です。

譲渡人が規模縮小のため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

次に議案書7ページをご覧ください。農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上げます。

中間管理機構への貸付けを行う4件の契約内容となっています。

今回は、「人・農地プラン」によるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うものです。経営転換協力金を申請する対象は1名となっております。

申請案件は、いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」及び「公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程」に基づき、農地中間管理権の設定を行うものです。

農政振興部会では、「農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件」である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに「新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準」の経営基準面積等を審査しました。

	<p>以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆様の一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p>
小林浩委員	<p>議長、8番</p>
議 長	<p>8番、小林委員</p>
小林浩委員	<p>所有権移転の4番の田の売買金額についてですが、この付近の農地としては安すぎるように思うが、どうゆう関係でこの金額になったのか。</p>
事務局	<p>譲受人が借受けて現在耕作しているものを解約して売買するものになります。以前に譲渡人と譲受人の約束で、今貸しているがいずれ買ってもらうということで、約束していたもので、金額については双方の希望であると聞いています。</p>
議 長	<p>ほかに、何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第17号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」の案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第6、議案第18号「新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を、議題といたします。</p> <p>議案第18号について、事務局から提案内容の説明を求めます。</p>

事務局	<p>それでは、議案第18号「新潟市北区農業員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正(案)について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書14ページをご覧ください。記載のとおり提案するもので、部会で説明させていただいておりますが、再度簡単にご説明いたします。</p> <p>改正理由については、農林水産事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について」に伴い、「新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準」の一部改正が必要となるものです。</p> <p>15ページから16ページまでが、一部改正の新旧対照表、17ページから23ページまでが、実際のあっせん基準の改正案となります。</p> <p>以上簡単な説明であります。ご承認をいただきたくお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>本案は事務局提案のとおり、決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第18号「新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」は、事務局報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第7、部会報告「農政振興部会報告」を議題とします。</p> <p>4月23日に農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。</p> <p>本日の配布資料2～3ページをお開きください。</p> <p>先程ご審議いただきました議案第17号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定14件、農地中間管理権4件、所有権移転4件を審議しました。</p> <p>また、議案第18号「新潟市北区農業員会農地移動適正化あ</p>

議 長	<p>っせん基準の一部改正(案)について」及び議案第19号「令和2年度新潟市北区農業委員会業務方針(案)及び事業計画(案)等について」、事務局から説明を受け審議しました。</p> <p>ほかに、「新潟市農用地利用配分計画(案)について」、「農地中間管理権の設定」を受け、受け手への配分計画の報告がありました。</p> <p>また、「令和元年度新潟市北区農業委員会業務報告について」、報告がありました。</p> <p>主な意見・質疑等は、「農政振興部会報告」に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。皆様のなお一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、編集委員会報告を議題とします。</p> <p>4月23日に編集委員会を開催し、審議を願っておりますので、編集委員長の農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
編集委員長	<p>令和2年4月23日(木)午前10時30分から区役所3階の大会議室で、令和2年度編集方針をはじめ、今年度の年間紙面構成や、7月10日発行の農業委員会だより第41号の紙面構成等について編集委員会を開催いたしました。</p> <p>協議事項(1)令和2年度北区農業委員会だよりについて、編集方針については、引き続き各地区より1名の農業委員が編集委員となり、5名体制で編集発行を行います。</p> <p>令和2年度の年間紙面構成については、表紙のテーマは「北区の直売所」に決定いたしました。</p> <p>第41号、7月10日発行は「わくわく広場」、第42号、</p>

	<p>1 1月10日発行は「あいちゃんのふれあい市病院店」、第43号、3月10日発行は「元気村」に決定いたしました。</p> <p>編集後記は、佐藤委員、齋藤委員、武田委員の順に依頼することとしました。</p> <p>第41号の紙面構成については、表紙は「わくわく広場」に依頼することにいたしました。</p> <p>2ページから3ページについては、「令和2年度北区農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画」、4ページから5ページは「委員レポート」とし、6ページは「農業頑張ってます!」、「全国農業新聞・農業者年金のお知らせ」、「編集後記」等とし、「農業頑張ってます!」については、「農事組合法人 緑夢」に依頼することにいたしました。</p> <p>原稿の締切日については、5月22日(金)といたしました。</p> <p>協議事項(2)その他について、発行回数については年度内に3回発行とし、発行日は7月、11月、3月の10日発行、発行部数についてはA4版6ページフルカラー、4,600部といたしました。</p> <p>編集委員会は第41号が4月、第42号が8月、第43号が12月に開催することといたしました。以上です。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。編集委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、編集委員長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、事務局から専決処分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書、25ページから29ページをご覧ください。</p> <p>最初に「農地法第5条転用届出に関する受理について」、4件専決処分しました。</p> <p>次に、「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」、8件専決処分しました。</p>



議 長	<p>次に、「農地の転用事実に関する照会書について」、1件専決処分しました。</p> <p>次に、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、7件専決処分しました。</p> <p>次に、「買受適格証明書の交付について（法第5条届出）」、1件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和2年4月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時15分</p>
-----	---

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議 長 首 藤 正 男

委 員 佐 藤 敏 明

委 員 若 林 清 廣